

感染症広域情報

件名：ジカウイルス感染症に関する注意喚起（WHO緊急事態宣言の終了。ただし、発生地域では引き続き予防に努めてください。）（新規）

○本情報の発出対象国：アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、バハマ、パラグアイ、セントビンセントグレナディーン諸島、セントルシア、セントクリストファー・ネイビス、スリナム、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、モルディブ、マーシャル、サモア、トンガ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、フランス領（ニューカレドニア）、ミクロネシア、カーボヴェルデ、ギニアビサウ

【ポイント】

- 世界保健機関（WHO）が、ジカウイルスと小頭症及び神経障害に関する第5回緊急委員会を開催し、ジカウイルス流行地域における小頭症及び神経障害の集団発生について「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC, Public Health Emergency of International Concern）」の終了を宣言しました。
- WHOによるPHEICの終了宣言を受け、外務省は、2016年2月2日以降発出を継続してきた感染症危険情報を取り下げました。一方で、ジカウイルスは、妊娠中に感染すると胎児に小頭症等の先天性障害を引き起こす可能性があり、発生国・地域に渡航・滞在する際には、厳重な防蚊対策を講じるなど引き続き注意が必要です。
- 特に妊娠中又は妊娠予定の方は、可能な限り発生国への渡航をお控えください。やむを得ず渡航する場合、既に現地に滞在している場合は、防蚊対策に努めるとともに、性行為感染のリスクも考慮し、パートナーとともに、症状の有無にかかわらず、コンドームを使用する、性行為を控えるなど、必要な対策を講じることをおすすめします。
- 最近では新たに、パラオ及びカリブ海の英領モントセラトでも発生が確認されました。

1. 世界保健機関（WHO）による緊急事態宣言（PHEIC）の終了

(1) 2016年11月18日、WHOは、ジカウイルスと小頭症及び神経障害に関する国際保健規則（IHR）緊急委員会の第5回会合を開催し、同年2月1日に発出した、ジカウイルス感染症の流行地域における小頭症及び神経障害の集団発生に関する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC, Public Health Emergency of

International Concern)」を終了することを宣言しました。ジカウイルスについては、小頭症との関連性が科学的に証明されるなど、研究によって、当初分からなかった多くのことが解明されてきたことを考慮し、引き続き公衆衛生上の対策は必要であるが、もはやPHEICには該当しないとの見解を示しました。

(2)WHOによるPHEICの終了を踏まえ、外務省では、2016年2月2日以降発出を継続してきた感染症危険情報を取り下げました。一方で、ジカウイルス感染症は、現在も以下2. の国や地域で発生しており、これらの国・地域に渡航・滞在する際には、渡航先の在外公館等から最新の関連情報を入手するとともに、以下3. も参考に十分な感染予防に努めてください。なお、ジカウイルスは、妊娠中に感染すると胎児に小頭症等の先天性障害を引き起こす可能性があることから、妊娠中又は妊娠予定の方のジカウイルス感染症の発生国・地域への渡航・滞在は可能な限りお控えください。

2. ジカウイルス感染症の発生状況

WHO等によれば、2015年5月以降、以下の国・地域でジカウイルス感染症の感染例が報告されています。最近では、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム及びマレーシアにおいて流行地域への渡航歴のない人にジカウイルス感染が確認されるなど、東南アジア地域でも感染が広がっています。

○中南米地域

アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、バハマ、パラグアイ、セントビンセントグレナディー

ン諸島、セントルシア、セントクリストファー・ネーヴィス、スリナム、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー、英領(アンギラ、タークス・カイコス諸島、ケイマン諸島、バージン諸島、モントセラト)、フランス領(グアドループ、サン・マルタン、ギアナ、マルティニーク及びサン・バルテルミー島)、オランダ領(アルバ、ボネール、キュラソー、シント・マールテン、シント・ユースタティウス島及びサバ島)、米領(バージン諸島及びプエルトリコ)

○アジア・大洋州地域

インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、モルディブ、米領サモア、マーシャル、サモア、トンガ、パプアニューギニア、パラオ、フランス領(ニューカレドニア)、フィジー、ミクロネシア(コスラエ州)

○アフリカ地域

カーボヴェルデ、ギニアビサウ

○北米地域

米国フロリダ州の一部地域

3. ジカウイルス感染症について

(1) 感染経路

ジカウイルスを持ったネツタイシマカやヒトスジシマカに刺されることで感染します。感染した人を蚊が刺すと、蚊の体内でウイルスが増殖し、その蚊に他の人が刺されると感染する可能性があります。また、母胎から胎児への感染(母子感染)、輸血や性交渉による感染リスクも指摘されています。こうしたリスクを考慮し、流行地域に滞在中は、症状の有無にかかわらず、性行為の際にコンドームを使用するか、性行為を控えるようご注意ください。また、流行地域から帰国した男女は、症状の有無にかかわらず、最低6か月間、パートナーが妊婦の場合は妊娠

期間中、性行為の際にコンドームを使用するか、性行為を控えるようにしてください。なお、性行為による感染は、男性から女性パートナーのみならず、女性から男性パートナーへの感染例も報告されています。

(2) 症状

ジカウイルスに感染してから発症するまでの期間(潜伏期間)は2~12日であり、主に2~7日で、およそ2割の人に発症すると言われています。発症すると軽度の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、斑丘疹、疲労感、倦怠感などを呈しますが、一般的にデング熱やチクングニア熱より軽症と言われています。

(3) 治療方法

現在、ジカウイルス感染症には有効なワクチンや特異的な治療法はなく、対症療法が行われます。ジカウイルス感染症が流行している地域で蚊に刺された後に発熱が続く、または発疹が出るなど、ジカウイルス感染症を疑う症状が現れた場合には、医療機関への受診をお勧めします。

(4) 予防

ジカウイルス感染症には有効なワクチンもなく、蚊に刺されないようにすることが最善の予防方法です。これらの感染症の発生地域に旅行を予定されている方は、次の点に十分注意の上、感染予防に努めてください。また、症状の有無にかかわらず、帰国後少なくとも2週間程度は忌避剤を使用し、蚊に刺されないための対策を行ってください。

●外出する際には長袖シャツ・長ズボンなどの着用により肌の露出を少なくし、肌の露出した部分や衣服に昆虫忌避剤(虫除けスプレー等)を2~3時間おきに塗布する。昆虫忌避剤は、ディート(DEET)やイカリジン等の有効成分のうちの1つを含むものを、商品毎の用法・用量や使用上の注意を守って適切に使用する。一般的に、有効成分の濃度が高いほど、蚊の吸血に対する効果が長く持続する

とされている。

- 室内においても、電気蚊取り器、蚊取り線香や殺虫剤、蚊帳(かや)等を効果的に使用する。
- 規則正しい生活と十分な睡眠、栄養をとることで抵抗力をつける。
- 軽度の発熱や頭痛、関節痛や結膜炎、発疹等が現れた場合には、ジカウイルス感染症を疑って、直ちに専門医師の診断を受ける。
- 蚊の繁殖を防ぐために、タイヤ、バケツ、おもちゃ、ペットの餌皿等を屋外放置しない、植木の水受け等には砂を入れるなどの対策をとる。

4. 発生地域からの帰国時・帰国後の対応(日本国内の検疫について)

蚊に刺され心配な方や発熱等の症状のある方は、帰国された際に、空港の検疫所でご相談ください。

また、帰国後に心配なことがある場合は、最寄りの保健所等にご相談ください。
なお、発熱などの症状がある場合には、医療機関を受診してください。

(参考情報)

○厚生労働省HP(ジカウイルス感染症について)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>

○世界保健機関(WHO):Microcephaly/Zika virus(英文)

<http://www.who.int/emergencies/zika-virus/en/>

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所:東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話:(代表)03-3580-3311(内線)2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課(海外医療情報)

電話:(代表)03-3580-3311(内線)5367

○外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>(PC版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html>(スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>(モバイル版)

(現地大使館連絡先)

○在インドネシア日本国大使館

電話:(市外局番 021)3192-4308

国外からは(国番号 62)-21-3192-4308

ホームページ:http://www.id.emb-japan.go.jp/index_jp.html/

○在スラバヤ日本国総領事館

電話:(市外局番 031)5030008

国外からは(国番号 62)-31-5030008

ホームページ:<http://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/j/>

○在デンパサール日本国総領事館

電話:(市外局番 0361)227628

国外からは(国番号 62)-361-227628

ホームページ:http://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/index_jp.html

○在メダン日本国総領事館

電話:(市外局番 061)4575193

国外からは(国番号 62)-61-4575193

ホームページ:<http://www.medan.id.emb-japan.go.jp/j/>

○在マカッサル領事事務所

電話:(市外局番 0411)871030

国外からは(国番号 62)-411-871030

ホームページ:<http://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/j/makassar/index.html>

○在シンガポール日本国大使館

電話:(市外局番なし)6235-8855

国外からは(国番号 65)-6235-8855

ホームページ:http://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在タイ日本国大使館領事部

電話:(市外局番 02)207-8502 又は 696-3002(邦人保護)

国外からは(国番号 66)-2-207-8502 又は 696-3002

ホームページ:<http://www.th.emb-japan.go.jp/>

○在チェンマイ日本国総領事館

電話:(市外局番 053)203367

国外からは(国番号 66)-53-203367

ホームページ:<http://www.chiangmai.th.emb-japan.go.jp/>

○在フィリピン日本国大使館

電話:551-5710

国外からは:(国番号 63)2-551-5710

ホームページ:http://www.ph.emb-japan.go.jp/index_japanese_version.htm

○在セブ領事事務所

電話: 231-7321、231-7322

国外からは: (国番号 63) 32-231-7321、32-231-7322

ホームページ: <http://www.ph.emb-japan.go.jp/about/cebu%20j.htm>

○在ダバオ領事事務所

電話: 221-3100

国外からは: (国番号 63) 221-3100

ホームページ: <http://www.ph.emb-japan.go.jp/about/davao%20j.htm>

○在ベトナム日本国大使館

電話: (市外局番 04) 3846-3000

国外からは: (国番号 84) 4-3846-3000

ホームページ: http://www.vn.emb-japan.go.jp/index_jp.html

○在ホーチミン日本国総領事館

電話: (市外局番 08) 3933-3510

国外からは: (国番号 84) 8-3933-3510

ホームページ: http://www.hcmcjg.vn.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在マレーシア日本国大使館

電話: (市外局番 03) 2177-2600

国外からは: (国番号 60) 3-2177-2600

ホームページ: <http://www.my.emb-japan.go.jp/Japanese/index.htm>

○在ペナン日本国総領事館

電話: (市外局番 04)-226-3030

国外からは: (国番号 60) 4-226-3030

ホームページ: http://www.penang.my.emb-japan.go.jp/index_jp.htm

○在コタキナバル領事事務所

電話: (市外局番 88)-254-169

国外からは(国番号 60)88-254-169

ホームページ: http://www.kotakinabalu.my.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在モルディブ日本国大使館

電話: 330-0087

国外からは:(国番号 960) 330-0087

ホームページ: http://www.mv.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在シドニー日本国総領事館(ニューカレドニアにおける緊急時の連絡先)

電話: (市外局番 02)9250-1000

国外からは(国番号 61)2-9350-1000

ホームページ: http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在トンガ日本国大使館

電話: 22221

国外からは(国番号 676)-22221

ホームページ: http://www.ton.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在ニュージーランド日本国大使館(サモアを兼轄)

電話: (市外局番 04) 473-1540

国外からは(国番号 64)4-473-1540

ホームページ: http://www.nz.emb-japan.go.jp/index_j.html

○在パプアニューギニア日本国大使館

電話: (市外局番 0321)1800, 1483, 1305

国外からは(国番号)675-321-1800, 321-1483, 321-1305

ホームページ: <http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>

○在パラオ日本国大使館

住所: Palau Pacific Resort, Ngarkebesang, Koror Republic of Palau

電話: (+680)488-6455

FAX: (+680)488-6458

ホームページ: http://www.palau.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在フィジー日本国大使館

電話: 3304633

国外からは:(国番号 679) 3304633

ホームページ: http://www.fj.emb-japan.go.jp/JapaneseVersion/index_j.html

○在マーシャル日本国大使館

電話: 247-7463

国外からは(国番号 692)-247-7463

ホームページ: <http://www.mh.emb-japan.go.jp/j/>

○在ミクロネシア日本国大使館

電話: 320-5465

国外からは:(国番号 691)320-5465

ホームページ: http://www.micronesia.emb-japan.go.jp/index_j.html

○在ニューヨーク日本国総領事館(プエルトリコ及び米領バージン諸島を兼轄)

電話: (212) 371-8222

国外からは(国番号 001)212-371-8222

ホームページ: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/index.html>

○在ホノルル日本国総領事館(米領サモアを兼轄)

電話:(市外局番 808) 543-3111

国外からは(国番号 001)-808-543-3111

ホームページ: http://www.honolulu.us.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在マイアミ日本国総領事館(米国フロリダ州を管轄)

電話: (+1-305) 530-9090

FAX: (+1-305) 530-0950 ホームページ:

http://www.miami.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在アルゼンチン日本国大使館

電話:(市外局番 11)4318-8200

国外からは:(国番号 54)11-4318-8200

ホームページ: http://www.ar.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在エクアドル日本国大使館

電話:(市外局番 02)227-8700

国外からは(国番号 593)-2-227-8700

ホームページ: http://www.ec.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在エルサルバドル日本国大使館

電話:2528-1111

国外からは(国番号 503)2528-1111

ホームページ:http://www.sv.emb-japan.go.jp/index_jp.html

○在キューバ日本国大使館

電話:(市外局番 07)204-3355

国外からは:(国番号 53)7-204-3355

ホームページ:<http://www.cu.emb-japan.go.jp/>

○在グアテマラ日本国大使館

電話:2382-7300

国外からは(国番号 502)-2382-7300

ホームページ:<http://www.gt.emb-japan.go.jp/mainJA.htm>

○在コスタリカ日本国大使館

電話:2232-1255

国外からは(国番号 506)2232-1255

ホームページ:<http://www.cr.emb-japan.go.jp/japones/index-j.htm>

○在コロンビア日本国大使館

電話:(市外局番 01) 317-5001

国外からは(国番号 57)-1-317-5001

ホームページ: http://www.colombia.emb-japan.go.jp/japanese/index_j.htm

○在ジャマイカ日本国大使館(バハマ及びベリーズを兼轄)

電話:(市外局番 0876) 929-3338/9

国外からは(国番号 1)-876-929-3338/9

ホームページ: <http://www.jamaica.emb-japan.go.jp/jp/>

○在ドミニカ共和国日本国大使館

電話:市外局番(809)567-3365

国外からは(国番号 1)-809-567-3365

ホームページ:<http://www.do.emb-japan.go.jp/jp/index.htm>

○在トリニダード・トバゴ日本国大使館(アンティグア・バーブーダ、ガイアナ、セントビンセントグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネーヴィス、スリナム、ドミニカ、セントルシア及びグレナダを兼轄)

電話:628-5991

国外からは(国番号 1-868)628-5991

ホームページ:<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

○在ニカラグア日本国大使館

電話:(市外局番なし)2266-8668~8671

国外からは(国番号 505)-2266-8668~8671

ホームページ: http://www.ni.emb-japan.go.jp/index_j.html

○在ハイチ日本国大使館

電話: 2256-5885/3333

国外からは(国番号 509)-2256-5885/3333

ホームページ: <http://www.ht.emb-japan.go.jp/j/>

○在パナマ日本国大使館

電話: 263-6155

国外からは(国番号 507)-263-6155

ホームページ: <http://www.panama.emb-japan.go.jp/jp>

○在パラグアイ日本国大使館

電話: (市外局番 021)604-616,604-617,603-682,606-900

国外からは(国番号 595)-21-604-616,604-617,603,682,505-900

ホームページ: <http://www.py.emb-japan.go.jp/jap/index-jp.html>

○在エンカルナシオン領事事務所

電話: (市外局番 071)202-287,202-88

国外からは(国番号 595)-71-202-287,202-288

ホームページ: <http://www.py.emb-japan.go.jp/jap/encarnacion-jimusho.htm>

○在バルバトス日本国大使館

電話番号: 246-287-5296

国外からは(国番号 1)-246-287-5296

○在ブラジル日本国大使館

電話: (市外局番 61)3442-4200

国外からは(国番号 55)-61-3442-4200

ホームページ: <http://www.br.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>

○在クリチバ日本国総領事館

電話: (市外局番 41) 3322-4919

国外からは(国番号 55)-41-3322-4919

ホームページ: http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/index_j.html

○在サンパウロ日本国総領事館

電話: (市外局番 11)3254-0100

国外からは(国番号 55)-11-3254-0100

ホームページ: <http://www.sp.br.emb-japan.go.jp/jp/index.htm>

○在マナウス日本国総領事館

電話: (市外局番 92) 3232-2000

国外からは(国番号 55)-92-3232-2000

ホームページ：<http://www.manaus.br.emb-japan.go.jp/>

○在リオデジャネイロ日本国総領事館

電話：(市外局番 21)3461-9595

国外からは(国番号 55)-21-3461-9595

ホームページ：<http://www.rio.br.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>

○在ベレン領事事務所

電話：(市外局番 91) 3249-3344

国外からは(国番号 55)-91-3249-3344

ホームページ：<http://www.belem.br.emb-japan.go.jp/pt/jp/index.html>

○在レシフェ領事事務所

電話：(市外局番 81)3207-0190

国外からは(国番号 55)-81-3207-0190

ホームページ：<http://www.br.emb-japan.go.jp/nihongo/recife.html>

○在ポルトアレグレ領事事務所

電話：(市外局番 51) 3334-1299

国外からは(国番号 55)-51-3334-1299

ホームページ：http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/poa_j.html

○在ベネズエラ日本国大使館

電話：(市外局番 0212)262-3435

国外からは(国別番号 58)-212-262-343

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp/>

○在ペルー日本国大使館

電話：(市外局番 01)218-1130

国外からは：(国番号 51)1-218-1130

ホームページ：http://www.pe.emb-japan.go.jp/inicio_jp.html

○在ボリビア日本国大使館

電話：(市外局番 2)241-9110～3

国外からは(国番号 591)-2-241-4110～3

ホームページ：<http://www.bo.emb-japan.go.jp/jp/index.htm>

○在サンタクルス領事事務所

電話：(市外局番 3)333-1329

国外からは(国番号 591)-3-333-1329

○在ホンジュラス日本国大使館

電話：2236-5511

国外からは(国番号 504)-2236-5511

ホームページ：<http://www.hn.emb-japan.go.jp/>

○在メキシコ日本国大使館

電話:(市外局番 55) 5211-0028

国外からは(国番号 52) 55-5211-0028

ホームページ: <http://www.mx.emb-japan.go.jp/>

○在レオン総領事館

電話:(市外局番 477) 343-4800

国外からは(国番号 52) 477-343-4800

○在英国日本国大使館(英領アンギラ、タークス・カイコス諸島、ケイマン諸島、英領
バージン諸島及びモントセラトを管轄)

電話:(市外局番 020) 7465-6500

国外からは(国番号 44)-20-7565-6500

ホームページ: <http://www.uk.emb-japan.go.jp/jp/index.html>

○在オランダ日本国大使館(オランダ領アルバ、ボネール、キュラソー、シント・マール
テン、シント・ユースタティウス島及びサバ島を兼轄)

電話:(市外局番 070)- 3469544

国外からは(国番号 31)-70-3469544

ホームページ: <http://www.nl.emb-japan.go.jp/indexj.html>

○在フランス日本国大使館(フランス領を兼轄)

電話:(市外局番 01) 4888-6200

国外からは(国番号 33)-1-4888-6200

ホームページ: <http://www.fr.emb-japan.go.jp/jp/>

○在セネガル日本国大使館(カーボベルデ、ギニアビサウを兼轄)

電話:(国番号 221)33-849-5500

ホームページ: <http://www.sn.emb-japan.go.jp/>